

議案第 25 号

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎
市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条及び第 38 条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、軽費老人ホームの職員の配置の基準について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。